

件名	燃えないごみ運搬業務委託		
履行場所	資源循環局鶴見工場ほか8か所		
履行期間	令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで		
入札参加条件	営業種目	廃棄物処理を第一位に登録していること	
	所在地区分	市内	
	その他	(1) 中小企業であること (2) 横浜市的一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であること。 (3) 仕様書で定める車両等を保有、又は用意することができること。 (4) 一般廃棄物収集運搬業については 直近1か年の間、本市焼却工場に許可業に基づく事業系一般廃棄物の搬入実績が毎月20日以上あること。又は、過去5年以内の本市における同一品目の委託業務で実績を有すること。 (5) 公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。また、公募型指名競争入札参加意向申出書の提出日時点において、過去1か年の間、一般廃棄物処理手数料の延滞にかかる督促を受けたことがない（又は受けても期間内に納付している）こと。 (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 (7) 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれの日においても、指名停止措置を受けていないこと。	
提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書 ②一般廃棄物収集運搬許可証の写し ③車両調達等計画書〔車検証等を添付。予定の場合は、引受証明書等を添付〕 ④誓約書・落札した場合、指定期日までに、仕様書で定める人員等を確保の上、必要書類等を提出し、適正に業務を履行することを誓約するもの。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するもの。		
支払条件	前金払	しない	部分払 する（12回以内）
最低制限価格制度	該当		
備考	・令和2年度横浜市各会計予算が令和2年3月31日までに横浜市議会において可決されることを停止条件とする案件です。		